

医療法人運営上の留意点について

剰余金の配当禁止について（医療法第54条関係）

医療法人の非営利性の位置付けとして、医療機関等の運営により生じた利益（剰余金）を社員等へ分配することは禁止されています。

また、配当ではなくても、事実上の利益の分配とみなされる行為として、次のような事例は配当類似行為として適切ではないとされています。

- ・ 近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定
- ・ 病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定
- ・ 役員への不当な利益の供与
- ・ 個人又は他の法人への寄附

医療法人の行うことのできる業務について（医療法第42条関係）

医療法人は、本来業務である医療事業（病院、診療所及び介護老人保健施設の運営）の他に、本来業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、医療関係者の養成又は再教育に関する業務など医療法第42条各号に定める附帯業務を行うことができます。

すなわち、医療法人が行うことのできる業務は、上記の本来業務と附帯業務に限られます。なお、病院等の施設内で患者やその家族を対象として行われる業務（食堂・売店・駐車場の経営等）は、附随する業務として認められています（本来業務に含まれます）。

また、社会医療法人及び特別医療法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができます。

法人組織の管理運営について

医療法人は、その管理運営について特に次のことなどが定められています。

- ・ 理事長は、医師又は歯科医師である理事のうちから選出しなければならないこと
- ・ 開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加える必要があること
- ・ 医療法人の役員が、MS法人など医療法人と関係のある特定の営利法人の役員を兼ねることは、非営利性の観点から適当でないこと

医療法人は、医療法に基づき、所管の都道府県知事の監督を受けるとともに、所要の手続を行う必要があります。

- ・ 定款又は寄附行為の変更等は、知事の認可を受けなければなりません。
- ・ 登記事項や役員に変更があったときは県に届け出なければなりません。
- ・ 毎会計年度終了後3か月以内に、事業報告書等※を県に提出しなければなりません（県は提出された事業報告書等及び定款（寄附行為）を閲覧に供します。）。

※事業報告書等＝事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書